

ロールズ正義論における政治的自由の位置づけ： コンスタン=バーリンのリベラルな伝統との関連で

著者	濱 真一郎
雑誌名	社会科学研究
巻	71
号	1
ページ	21-42
発行年	2020-06-11
URL	http://hdl.handle.net/2261/00079372

ロールズ正義論における政治的自由の位置づけ

——コンスタン＝バーリンのリベラルな伝統との関連で

濱 真一郎

概 要

ジョン・ロールズは、正義の第一原理について説明する際に、基本的諸自由をリスト化している。本稿が目指すのは、ロールズがリスト化している基本的諸自由における、政治的諸自由（投票権および政治的権威のある公職に就く権利）の位置づけである。言い換えれば、基本的諸自由における、政治的諸自由とその他の（非政治的な）諸自由との関係である。ロールズが参照するバンジャマン・コンスタンやアイザイア・バーリンによると、思想の自由や良心の自由（コンスタンの言う「近代人の自由」）は、政治的自由（コンスタンの言う「古代人の自由」）のために犠牲にされてはならない。ロールズの理解では、彼の「公正としての正義」という構想も、思想の自由や良心の自由（近代人の自由）よりも、政治的自由（古代人の自由）の方が内在的価値は低いとする。よって、ロールズの「公正としての正義」は、コンスタンやバーリンに代表されるリベラリズムの伝統に連なっている。ただし、ロールズによれば、彼の「公正としての正義」は、特定の人々にとっての政治的な善が、その人々の善の構想にとって中心部分であることを（コンスタンやバーリンが否定しないのと同じように）否定するものではない。ロールズはここにおいて、政治的諸自由の公正な価値を保証すべきだという見解を提示するに至る。以上で確認したように、ロールズの自己理解では、彼の「公正としての正義」という構想は、コンスタンやバーリンのリベラリズムの伝統に連なっている。しかし、その構想は、もしもそれが政治的諸自由（古代人の自由）の価値の重要性を強調しすぎるならば、コンスタンやバーリンの伝統から逸脱してしまうのではないか——本稿ではこの問題について検討することにした。

キーワード

政治的諸自由の公正な価値の保証、古代人の自由と近代人の自由、機会均等原理、格差原理、善の諸構想の尊重

I. はじめに

ジョン・ロールズは、彼の正義論における正義の第一原理について説明する際に、基本的諸自由の中から特に重要なものをリスト化している。すなわち、政治的自由（投票権や公職就任権）、言論および集会の自由、良心の自由と思想の自由、人身の自由、個人的財産〔＝動産〕(personal property) を保有する権利、法の支配の概念が規定している恣意的な逮捕・押収からの自由である¹。

本稿が注目するのは、ロールズがリスト化している基本的諸自由における、政治的諸自由の位置づけである。言い換えれば、政治的諸自由とその他の非政治的な諸自由との関係である。ロールズが参照するバンジャマン・コンスタンおよびアイザイア・バーリンのリベラルな伝統によると、政治的諸自由（古代人の自由）は、思想の自由や良心の自由（近代人の自由）よりも内在的価値が低い²。このことが意味するのは、現代の民主的社会では、公共生活に継続的かつ積極的に参加することは、ほとんどの市民の善の諸構想（the

- 1 ロールズは著書『正義論』の初版を1971年に、改訂版を1999年に刊行している。本稿では改訂版を参照する。John Rawls, *A Theory of Justice*, revised edition (Oxford: Oxford University Press, 1999; Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1999), p. 53. 川本隆史・福岡聡・神島裕子訳『正義論〔改訂版〕』（紀伊國屋書店、2010年）84-85頁。なお、ロールズはのちに著書『公正としての正義 再説』において、基本的諸自由のリストについて以下のように述べている。「基本的諸自由が何らかのリストによって特定化されるということは『正義論』初版、第11節61頁でも十分に明らかであったが、『正義論』初版、第11節60頁における原理の定式化では、「基本的自由」という単数形の表現を用いてしまった。このため、それらの諸自由がもつ、この重要な特質が曖昧になってしまった」。John Rawls, *Justice as Fairness: A Restatement* (Cambridge, Mass. and London: Harvard University Press, 2001), p. 44. 田中成明・亀本洋・平井亮輔『公正としての正義 再説』（岩波現代文庫、2020年）86頁。それから、ロールズは『正義論〔改訂版〕』の上記の箇所では「政治的自由 (political liberty)」という表記をしているが、『公正としての正義 再説』の上記の箇所では「政治的諸自由 (political liberties)」という表記をしている。
- 2 John Rawls, *Political Liberalism*, paperback edition (New York: Columbia University Press, 1996; first published in 1993), p. 299. ロールズは同書の注 (notes 15 and 16 at p. 299) で、コンスタンおよびバーリンの文献として以下をあげている。Benjamin Constant, 'De la Liberté des Anciens comparée à celle des modernes' (1819); Isaiah Berlin, 'Two Concepts of Liberty' (1958)。なお、ロールズは別の著書で、コンスタンの英訳書をあげている。別の著書とは以下である。John Rawls, *Justice as Fairness*, *supra* note 1, note 1 at p. 2. 邦訳、403-404頁の注(1)。ロールズがあげるコンスタンの英訳書は以下である。Benjamin Constant, 'Liberty of the Ancients Compared with That of the Moderns' (1819), in Benjamin Constant, *Political Writings*, translated and edited by Biancamaria Fontana (New York: Cambridge University Press, 1988)。仏文からの邦訳として以下がある。大石明夫訳「バンジャマン・コンスタン「近代人の自由と比較された古代人の自由について」——1819年、パリ王立アテネ学院における講演』『中京法学』33巻3・4号合併号(1999年)。それから、バーリンの論文は新しい論文集に収録されている。以下、邦訳と併せて記載する。Isaiah Berlin, 'Two Concepts of Liberty', in Isaiah Berlin, *Liberty*, edited by Henry Hardy (Oxford: Oxford University Press, 2002)。生松敬三訳「二つの自由概念」小川晃一・小池銈・福田歓一・生松敬三共訳『自由論』（みすず書房、1971年、新装版、1979年）。本稿では、1958年版ではなく2002年版の'Two Concepts of Liberty'を参照する。

conceptions of the good) の中で、それほど大きな位置を占めていない、ということである。ロールズによれば、現代の民主的社会では、政治は、都市国家アテネにおいて生粋の(アテネ生まれの) 男性市民にとってそうであったほどには人生の中心ではないのである³。

さて、ロールズの理解では、彼の「公正としての正義」という構想も、政治的諸自由(古代人の自由)の方が、思想の自由や良心の自由(近代人の自由)よりも内在的価値は低いとみるリベラリズムの伝統(コンスタンヤバーリンに代表される伝統)の系譜に、賛同する⁴。すなわち、ロールズの「公正としての正義」は、コンスタンヤバーリンに代表されるリベラリズムの伝統に連なっているのである。

ただし、ロールズによれば、彼の「公正としての正義」という構想は、特定の人々にとっての政治的な善が、その人々の善の構想の中心部分であることを(コンスタンヤバーリンが否定しないのと同じように) 否定するものではない⁵。ロールズはここにおいて、政治的諸自由の価値の重要性を強調するに至る。

以上で確認したように、ロールズの自己理解では、彼の「公正としての正義」という構想は、コンスタンヤバーリンのリベラルな伝統に連なっている。しかし、その構想は、もしもそれが政治的諸自由(古代人の自由)の価値の重要性を強調しすぎるならば、コンスタンヤバーリンの伝統から逸脱してしまうのではないか——本稿ではこの問題について検討することにしたい。

II. ロールズの正義論

1. 「公正としての正義」論

まずは、ロールズの正義論の概要を確認しておこう⁶。なお、本稿の主題との関係で以

3 John Rawls, *Justice as Fairness*, *supra* note 1, p. 143. 邦訳, 285 頁.

4 Ibid.

5 Ibid., pp. 144-145. 邦訳, 288-289 頁.

6 本稿の本章を執筆する際に、筆者の以下の旧稿を利用した箇所がある。拙稿「平等主義的リベラリズム(1)——ロールズの正義論」深田三徳・濱真一郎編著『よくわかる法哲学・法思想 [第2版]』(ミネルヴァ書房, 2015年) 108-109頁。ロールズの正義論に関する邦語の著書には複数のものがあるが、ここでは包括的なものをあげておく。川本隆史『ロールズ——正義の原理』(講談社, 1997年, 新装版2005年), 渡辺幹雄『ロールズ正義論の行方 [増補版] ——その全体系の批判的考察』(春秋社, 2000年, 増補版2012年), 渡辺幹雄『ロールズ正義論再説——その問題と変遷の各論的考察』(春秋社, 2001年, 新装版2012年), 仲正昌樹『いまこそロールズに学べ——「正義」とはなにか?』(春秋社, 2013年)。邦訳書としては以下がある。チャンドラン・クカサス, フィリップ・ペティット著, 山田八千子・嶋津格訳『ロールズ——『正義論』とその批判者たち』(勁草書房, 1996年)。

下において念頭に置くべきことがある。それは、ロールズは1971年に著した『正義論』(改訂版は1999年)の段階では、政治的諸自由の公正な価値の保証について、十分には論じていなかった⁷、ということである。

実質的正義をめぐる規範的議論は、20世紀に入って以降の価値相対主義的禁欲やイデオロギー批判によって、沈黙を強いられていた。さらに、英米の規範的倫理学においては、功利主義が支配的地位を占めていた。そうした中、ロールズが1971年に著した『正義論』は、規範的議論への関心を再燃させると同時に、功利主義にとって代わる実質的正義論の可能性を提示した。彼の正義論は、ジャン=ジャック・ルソー、ジョン・ロック、イマヌエル・カントらの社会契約説を現代的に再構成した内容を持つ。それは、自由かつ平等な契約当事者たちが社会協働するための公正な基盤を確立するために、公正な手続的条件の下で正義原理を導出・正当化しようと試みる意味で、「公正としての正義」論として特徴づけられる⁸。

ロールズは、正義原理を導出・正当化するために、仮説的な原初状態を想定する。この原初状態は、無知のヴェールという目隠しに覆われており、人々は自分の年齢、性、地位、財産、能力などを知らされていないため、自分の地位だけに有利な合意を求めない⁹。また、人々は妬みなどにとらわれず、自己の状況の合理的な改善だけを合理的に求めるように設定されている¹⁰。そうした状況下で、最も賢明なのは、自分が最も不利な層の間人である場合を想定し、そういった層が社会全体の幸福の最大化のために犠牲にされることのない正義原理に、さらに、そうした層に救いの手がさしのべられる正義原理に、合意することである。すなわち、人々は、最悪の場合を回避しようとする合理的な保守的戦略であるマキシミン・ルールに従って、正義原理を選択することになる¹¹。

なお、原初状態において合意が得られた正義原理と、人々の直観的な道德判断との間には、不一致が存在するであろう。この場合、試行錯誤的な自己反省によって、正義原理と道德判断との相互調整を繰り返しながら、両者が一致する反省的平衡状態が探求されることになる¹²。

7 これはロールズ自身が以下で述べていることである。John Rawls, *Political Liberalism*, paperback edition, *supra* note 2, note 35 at p. 327.

8 John Rawls, *A Theory of Justice*, revised edition, *supra* note 1, § 3. 現代正義論の問題状況と背景、およびロールズの「公正としての正義」の概要については、田中成明『現代法理学』(有斐閣、2011年) 377-401頁を参照。さらに以下も参照されたい。井上達夫『共生の作法——会話としての正義』(創文社、1986年) 第3章、川本隆史『現代倫理学の冒険——社会理論のネットワークへ』(創文社、1995年) 第1部。

9 John Rawls, *A Theory of Justice*, revised edition, *supra* note 1, § 3, 4.

10 *Ibid.*, § 25, 80.

11 *Ibid.*, § 26.

12 *Ibid.*, § 4.

2. 正義の二原理と社会的諸制度への適用

ロールズは、正義原理の以上のような正当化手続を経て、正義の二原理を提示する。第一原理：各人は、他の人々の自由と両立する範囲の、できるだけ広範な基本的諸自由を平等に持つべきである（平等な自由原理）。第二原理：社会的・経済的不平等が認められるのは、次の条件を満たす場合に限られる。①その不平等が、公正な機会均等という条件の下で、全員に開かれた地位や職務と結びついたものであること（機会均等原理）。②その不平等が、最も不利な状況にある人々の利益の最大化になること（格差原理）¹³。

正義の二原理においては、第一原理が第二原理に辞書式に優先する。さらに、基本的諸自由は、社会的・経済的利益の増進のために犠牲にされてはならない（自由の優先ルール）。平等な自由原理（第一原理）は、自由の優先ルールを伴って、社会的・経済的利益の増大のために、良心・思想の自由、人身の自由、政治的自由（投票権や公務就任権）などの基本的諸自由を犠牲にすることを、禁止する¹⁴。このことにより、個人の権利や基本的諸自由を犠牲にする可能性を秘めた功利主義の欠点が、克服されることになる¹⁵。

ロールズの提唱した正義原理のうちで、当初最も注目を集めたのは格差原理である¹⁶。格差原理は、人々の生まれながらの才能は「偶然」のものであるという理由で、個々人の才能などを社会的共同資産とみなす¹⁷。この理解によって、最も不利な状況にある人々への、国家による基本財の平等な分配に道が開かれる¹⁸。なお、ロールズは正確には、「国家」ではなく、「社会の基本構造」が基本財を分配すると述べている¹⁹。ロールズによると、彼の『正義論』の主たる主題は、「社会の基本構造」に、すなわち、主要な社会制度が基本的な権利と義務を分配し、社会的協働が生み出した相対的利益の分割を決定する方式に、かかわっている。主要な社会制度とは、政治の基本組織・政体（political

13 Ibid., § 11. とくに以下を参照。Ibid., p. 53. 邦訳, 84 頁。

14 Ibid., pp. 53-54. 邦訳, 84-86 頁。

15 ロールズは功利主義について以下の説明を行っている。すなわち、「正義が確保する権利を社会全体の利害計算に従属させるものこそ、功利主義における〔別個の個人の欲求の体系を〕合体・融合する操作およびそれに基づいた〔効用〕原理なのである」。Ibid., p. 26. 邦訳, 42 頁（〔 〕内は訳者による補い）。ロールズはその上で以下のように述べている。「二つの原理は、第一原理が第二原理に先行するという逐次的順序に従って配列されねばならない。この順序づけは、第一原理が保護する平等な基本的諸自由の侵害は、社会的・経済的利益の増大によって正当化されえない（あるいは補償されえない）ということの意味している」。Ibid., pp. 53-54. 邦訳, 85 頁。なお、「辞書式（の順序）」という表現については以下に説明がある。Ibid., pp. 37-38. 邦訳, 60 頁。

16 田中成明・前掲注（8）『現代法理学』390 頁。

17 John Rawls, *A Theory of Justice*, revised edition, *supra* note 1, p. 87. 邦訳, 136-137 頁。

18 Ibid., p. 54. 邦訳, 86 頁。

19 Ibid.

constitution) および、経済と社会の重要な取り決めのことだとされる²⁰。それから、基本財とは、権利、自由、機会、および所得と富、さらに自尊などのことである²¹。

正義原理の社会制度への適用については、四段階順序の枠組みで説明がなされる。「原初状態」で選択された正義の二原理は、無知のヴェールが少し開かれた「憲法制定会議」において、人々の代表によって、立憲民主制、人権保障制度、法の支配、違憲立法審査制、代表民主制などの憲法制度へと具体化される（第一原理の適用）。「立法段階」では、機会の公正な均等という条件の下で、最も不利な立場にある人々の期待を最大化するための、個別のルールが立法化される（第二原理の適用）。「ルールの適用・遵守段階」では、個別のルールが、裁判官や行政官によって適用され、市民によって遵守される²²。

Ⅲ. 政治的諸自由の公正な価値の保証

1. ロールズ正義論における政治的諸自由の公正な価値の保証

以上でロールズの正義論の概要を確認した。さて、先述のように、彼は『正義論』の段階では、政治的諸自由の公正な価値の保証について、十分には論じていなかった²³。ところが、ステイーヴン・ウォールによると²⁴、後期のロールズは、政治的諸自由の公正な価値の保証について詳しく論じた上で、それを、正義の第一原理に組み込む²⁵という試みに従事している。ロールズがそうした議論をしているのは、著書の『政治的リベラリズム』（1993年）および『公正としての正義 再説』（2001年）や、論文の「ハーバーマスへの応答²⁶」（1995年）である。以下、ロールズの議論をみていこう。

正義の第一原理においてリスト化されている基本的諸自由には、複数のものがある²⁷。ロールズは、その中でとくに、政治的諸自由の公正な価値の保証（the guarantee）につい

20 Ibid., p. 6. 邦訳, 10-11 頁.

21 Ibid., p. 54. 邦訳, 86 頁.

22 Ibid., pp. 172-175. 邦訳, 267-271 頁.

23 John Rawls, *Political Liberalism*, paperback edition, *supra* note 2, note 35 at p. 327.

24 Steven Wall, 'Rawls and the Status of Political Liberty', in *Pacific Philosophical Quarterly*, vol. 87, no. 2 (2006), pp. 245-246. ウォールは政治哲学者であり、法哲学者ジョセフ・ラズの指導を受けた人物である。

25 John Rawls, *Political Liberalism*, paperback edition, *supra* note 2, p. 327.

26 John Rawls, 'Reply to Habermas', in *The Journal of Philosophy*, vol. 92, no. 3 (1995). この論文はのちに、ロールズの『政治的リベラリズム』のペーパーバック版（1996年）に再録されることになる。John Rawls, 'Reply to Habermas', in John Rawls, *Political Liberalism*, paperback edition, *supra* note 2.

27 John Rawls, *Political Liberalism*, paperback edition, *supra* note 2, p. 291; John Rawls, *Justice as Fairness*, *supra* note 1, p. 44. 邦訳, 86 頁.

て論じている²⁸（なお、ロールズは「政治的諸自由の公正な価値を保障（securing）せよという要求²⁹」という表現も用いている）。政治的諸自由とは、投票権や公職就任権などのことである³⁰。

正義の第一原理において、基本的諸自由そのものは、すべての人々にとって平等である。しかし、基本的諸自由の価値（worth）は平等ではない。というのも、より多くの所得と富を有する人々の方が、自分たちの目的を達成するためのより多くの手段を得ることができるからである³¹。ロールズはここにおいて、政治的諸自由の公正な価値の保証について論じることになる。彼によると、市民の諸々の基本的な権利と自由については平等であるかもしれない——誰もが投票権や公職に立候補したり政党政治に携わったりする権利などを持っている——が、社会的・経済的不平等が概してとても大きいため、より大きな富や地位を持つ人々が通常は政治権力を支配し、自分たちの利益を増進する立法や社会政策を定めることになる³²。そこで、ロールズによれば、政治的諸自由が——しかもこうした諸自由のみが——公正な価値（fair value）を保証されるべきだという但書が、正義の第一原理の中に組み込まれることになる³³。

28 John Rawls, *Political Liberalism*, paperback edition, *supra* note 2, p. 327.

29 John Rawls, *Justice as Fairness*, *supra* note 1, p. 46. 邦訳, 90 頁.

30 John Rawls, *A Theory of Justice*, revised edition, *supra* note 1, p. 53. 邦訳, 85 頁. ウォールによると、政治的自由は、数多くのより具体的な諸自由および諸権利を含んでいる。すなわち、政治的事柄についての自分の考えを話す自由（the freedom）と結びついた諸自由（liberties）や、政治的な組織や利益集団に加入する自由と結びついた諸自由や、投票する権利および公職に立候補する権利などである。Steven Wall, 'Rawls and the Status of Political Liberty', *supra* note 24, p. 248. あるいは亀本洋によると、「平等に保障される自由権のなかには、参政権、政治的言論・結社の自由等の政治的諸権利も含まれる」。亀本洋「世代間の衡平」『論究ジュリスト』22号（2017年夏号）64頁。

31 John Rawls, *Political Liberalism*, paperback edition, *supra* note 2, p. 326.

32 John Rawls, *Justice as Fairness*, *supra* note 1, p. 148. 邦訳, 295-296 頁.

33 John Rawls, *Political Liberalism*, paperback edition, *supra* note 2, p. 327; John Rawls, *Justice as Fairness*, *supra* note 1, p. 149. 邦訳, 296-297 頁. なお、政治的諸自由の公正な価値が、具体的にどのような政治的諸制度によって保証されるかについて、ロールズは以下のように述べている。「ここで、この公正な価値が政治的諸制度において最もよく実現されるのはいかにしてかを検討することはできない。私はたんに、これを実現する実施可能な制度的方法で、他の基本的諸自由の中心的適用範囲と両立するものが存在すると仮定しておく。そうした目的に向けた改革には、選挙の公的助成やキャンペーンへの寄付の制限、公共のメディアへのより対等なアクセスの確保、それにまた、言論の自由や報道の自由の一定の規制（だが言論内容に影響を与える制限ではない）といったものが含まれることになりそうである」。John Rawls, *Justice as Fairness*, *supra* note 1, p. 149. 邦訳 297-298 頁.

なお、ロールズは以下のようにも述べている。「すべての政治的諸自由の公正な価値を保つために、補正的な措置が講じられなければならない。さまざまな種類の仕組みを用いることができる。たとえば、生産手段の私的所有を認めている社会では、自由な公共的議論を促すために、所有と富の広範な分配・分布が維持されていなければならない。また、政府資金が定期的に供与されていなければならない」。John Rawls, *A Theory of Justice*, revised edition, *supra* note 1, p. 198. 邦訳, 305 頁. このことについては本稿の第三章の3で改めて論じる（本稿の注76も参照）。

以上で確認したように、後期のロールズは、正義の第一原理においてリスト化されている基本的諸自由の中で、政治的諸自由のみについて、その公正な価値を保証すべきだとする。それ以外の非政治的な諸自由については、その公正な価値を保証する必要はないというのである³⁴。このことを、コンスタンの用語を用いて言い換えるならば、ロールズは、「古代人の自由」の公正な価値を保証する必要性を唱えるけれども、「近代人の自由」の公正な価値を保証する必要性は唱えない、ということになる。

このようなロールズの議論は、政治的自由（古代人の自由）の公正な価値の保証を強調しすぎる点において、個人的自由（近代人の自由）を擁護するコンスタンやバーリンのリベラルな伝統から逸脱しているように感じられる。果たしてロールズは、古代人の自由の擁護者なのだろうか、あるいは近代人の自由の擁護者なのだろうか。この問いについて検討する前に、以下では、古代人の自由と近代人の自由についてのコンスタンによる議論と、その議論がバーリンの自由論においてどのように取り扱われているのかについて、確認しておこう。

2. 古代人の自由と近代人の自由——コンスタンによる議論

コンスタンによれば、人間存在には社会的領域と個人的領域との二つの領域、すなわち、社会が個人に対して統制力を及ぼしうる領域と、個人が自分自身で自己を管理する領域とがある。よって、自由は、何よりも個人の私的生活領域における自由、すなわち、個人的自由を意味する。この私的生活領域は、国家権力を含むいかなる社会的統制力も介入してはならない聖域であるとされる。次に、人間存在の社会的領域に対応する自由として、コンスタンは個人的自由とは異なるもう一つの自由を設定する。それは、人間存在の社会的活動様式としての自由であり、コンスタンはこれを政治的自由と名づける。それは、個人が自己の所属する社会体ないし国家の政治生活に参加することの自由である³⁵。

結局、コンスタンの講演の題目である「近代人の自由と比較された古代人の自由について」を踏まえるならば、前者の近代人の自由は個人的自由に該当し、後者の古代人の自由は政治的自由に該当する³⁶。

34 ロールズはその理由を以下のように説明している。すなわち、すべての基本的諸自由で公正な価値を保証するという考えは、非合理的であるか、余計であるか、あるいは社会に分裂を起こさせるものだからである。John Rawls, *Justice as Fairness*, *supra* note 1, pp. 150-151. 邦訳, 299-300 頁。

35 ここでは、コンスタンの講演を翻訳している大石明夫の解説を参照している。大石明夫「訳者はしがき」、バンジャマン・コンスタン著、大石明夫訳・前掲注(2)「バンジャマン・コンスタン「近代人の自由と比較された古代人の自由について」」の冒頭部分, 163 頁。

36 同「訳者はしがき」同頁。

以上を確認したところで、以下ではコンスタンの講演の内容を、本稿の主題——ロールズ正義論における政治的自由（古代人の自由）の位置づけ——と関連する箇所注目して整理しておこう。コンスタンによると、ルソーは、古代における社会的権力（すなわち集団によって共有される至高の権力）を、ある範囲内でわれわれの近代に移し入れることによって、最も純粋な自由への愛を奮い立たせた。しかしながら、ルソーはそのことによって、様々な類いの暴政に有害な口実を与えた。なお、実を言えばコンスタンは、ルソーを批判しようとはしていない。コンスタンが批判しているのは、ルソーの後継者の一人であり、さらにルソーよりもはるかに極端なアベ・ド・マブリ（18世紀フランスの哲学者・思想家）である。マブリは、「古代的自由の基準に則って、国民が至高の存在であるために市民は完全に支配されるべきであり、また、人民が自由であるために個人は奴隷状態におかれるべきである」とした。要するに、コンスタンによれば、マブリは古代人に倣って、総体としての社会の権力を自由と取り違えているのである³⁷。

3. バーリン自由論におけるコンスタンの議論の取り扱い

以上で、古代人の自由と近代人の自由に関するコンスタンの議論を確認した。以下では、コンスタンの議論が、バーリンの自由論においてどのように取り扱われているのかについて、検討する。

まずは、バーリンの自由論の概要について確認しておこう。彼は、教授就任講演「二つ

37 バンジャマン・コンスタン著、大石明夫訳・前掲注(2)「バンジャマン・コンスタン「近代人の自由と比較された古代人の自由について」」175頁。コンスタンは別の著作では、ルソーとマブリについて以下のように論じている。「ルソーほど雄弁ではないが、原理の峻厳さにおいては引けを取らず、その適用にいたっては彼以上に誇張された主張を展開したもう一人の哲学者は、フランスの改革者たちに対しほとんどルソーと同等の影響をふるった。すなわち、アベ・ド・マブリである。彼こそ無数のデマゴグからなるこの集団の代表者とみなすことができよう。彼らは、その善意・悪意を問わず、演壇の高みから、あるいはクラブやパンフレットのなかで、主権的国民について語りつつ市民の完全な服従を要求し、人民の自由を唱えつつ個人のもっとも完璧な隷属を求めたのである」。バンジャマン・コンスタン著、堤林剣・堤林恵訳「バンジャマン・コンスタン『征服の精神と篡奪——ヨーロッパ文明との関わりにおいて(六)』」『法學研究——法律・政治・社会』82巻4号(2009年)143頁。なお、以上のコンスタンのマブリ理解に対して、川合清隆は、「マブリの革命論は、人民の自由のために「個人を奴隷化」するようなシステムであろうか」という疑問を提示する。川合の理解では、「共和国の樹立を目指すマブリの革命は、絶対主義の変革という一点に集中し、共和国でも王政が廃絶されることを認めない。ピューリタン革命でチャールズ一世を処刑したことは誤りであった。マブリは単に、絶対君主政を立憲主義の制限君主政に改革することを説いているにすぎない。その際、君主は立法権から排除されるが、執行権の内部にとどまるのであれば、世襲の王が存在しても差し支えない。というより、存続するほうが望ましい。なぜなら、国民の習俗が新慣習になじむ時間を十分にとり、改革はゆっくり進めねば革命は成功しないからである」。川合清隆「訳者あとがき——「共和主義者マブリ、そしてルソー」」、マブリ著、川合清隆訳『市民の権利と義務』（京都大学学術出版会、2014年）301頁。

の自由概念」(1958年)において、積極的自由(positive freedom)と消極的自由(negative freedom)という二つの自由概念を区別した。

バーリンによると、政治学の主要問題は、服従と強制の問題である。すなわち、「なぜ私は(あるいは、なぜ人は)他の人に服従せねばならないのか」という問題である。さて、人を強制するということは、その人から自由を奪うことであるが、「自由」(彼は‘freedom’と‘liberty’を同じ意味で用いている)という言葉の意味はきわめて多義的である。そこでバーリンは、人間の歴史において中心的な、そして今後も中心的であるような、二つの政治的な意味について検討を加える³⁸。

バーリンは、「自由」の第一の政治的な意味を、「消極的」な意味の自由と名づける。その第二の政治的な意味については、「積極的」な意味の自由と名づける。この二つの政治的な自由の意味は、次のような二つの問いに対する答えのなかに含まれている³⁹。

第一の問いは以下のものである。「主体——一個人あるいは個人の集団——が、いかなる他人からの干渉も受けずに、自分のしたいことをし、自分のありたいものであることを放任されている、あるいは放任されているべき範囲はどのようなものであるか」。第二の問いは以下のものである。「ある人があれよりもこれをする、あれよりもこれであること、を決定できる統制ないし干渉の根拠は何であるか。また、誰が統制ないし干渉するのか」。これらの二つの問いは、それらへの解答が重複することがあるにしても、明確に区別される異なる問いであるとされる⁴⁰。

なお、ここで注意すべきなのは、「政治的自由」という用語について、コンスタンとバーリンが異なる用語法を用いているということである。コンスタンが「政治的自由」と言う場合、それは古代人の自由を意味する⁴¹。バーリンが「政治的自由」と言う場合、それは積極的自由と消極的自由のことを意味する⁴²(なお、バーリンはさらに、消極的自由には二つのものがあるとして、「政治的自由としての消極的自由」と、「選択の自由としての基礎的な消極的自由」を区別している⁴³)。コンスタンとバーリンの用語法の違いについては、のちほど

38 Isaiah Berlin, 'Two Concepts of Liberty', *supra* note 2, pp. 168-169. 邦訳, 302-303 頁。

39 *Ibid.*, p. 169. 邦訳, 303-304 頁。

40 *Ibid.*

41 大石明夫・前掲注(35)「訳者はしがき」163頁。

42 Isaiah Berlin and Beata Polanowska-Sygułska, *Unfinished Dialogue* (Amherst, New York: Prometheus Books, 2006), p. 218. バーリンは、積極的自由と消極的自由が政治的自由であるということについて、以下のように説明している。消極的自由は唯一の価値ではない。消極的自由は、積極的自由や、安全などの社会的諸価値や、あるいは他の市民のニーズと衝突するならば、これらの諸価値に道を譲らねばならないかもしれない。すなわち、かなりやっかいな妥協(so uncomfortable compromises)がなされなければならない。結局、積極的自由や消極的自由は以上のような意味で、政治的な存在なのである。*Ibid.*, p. 87.

43 *Ibid.*, pp. 193-194, 217-218.

改めて検討する。

さて、バーリンは二つの自由概念について、まずは「消極的」自由から論じる。彼によると、通常であれば、他人によって自分の活動が干渉されない程度に応じて、私は自由だと言われる。この意味における政治的自由とは、単に、ある人がその人のしたいことをすることのできる範囲のことである。もしも私が、自分のしたいことを他人に妨げられれば、妨げられる程度に応じて私は自由ではない。また、もしも自分のしたいことのできる範囲が、最小限度を超えて他人によって狭められるなら、私は強制されている。あるいは、従属させられている⁴⁴。

バーリンはここでコンスタンに言及する。コンスタンは、ジャコバン派の独裁を忘れて、最低限でも、宗教・意見・表現・財産の自由は恣意的な侵害から保障されねばならないと言明した。ジェファソン、パーク、ペイン、J.S. ミルらも、個人の自由についてはそれぞれ様々な目録を作り上げたが、権威を寄せつけまいとする議論だけはいつもほぼ同一である。これらの論者の言う意味における自由とは、からの自由 (liberty from) のことである。それは、ある境界線 (その境界線は常に移動する) を越えて干渉を受けないということである⁴⁵。

バーリンは次に、「積極的」自由について検討する。その意味での自由は、自分自身の主人でありたいという個人の願望に由来している。人間は、自分の生や様々な決定を、外的な力ではなく、自分自身に依拠させたいと願う⁴⁶。ところが、時間・空間の中にある貧弱な経験的自我は、自分の「真」の自我については何も、あるいはほとんど知ることができない。よって、その人の現実の願望を無視し、その人の「真」の自我の名において、その人の「真」の自我のために、その人を脅し、抑圧し、拷問にかけることができるようになる⁴⁷。

「真」の自我は、歴史的に二つの形態で発展してきた。第一は、独立を達成するための自己否定という形態である (「内なる砦への退却」)。第二は、独立を達成するための自己実現、言い換えれば特殊な原理ないし理想との全面的な自己同一化という形態である (「自己実現」)⁴⁸。この二つの形態は、本稿の主題とは関連しないので、本稿ではその詳細を検討することは差し控えたい。

バーリンは次に、(1)「ある国家や民族が他の国家や民族によって承認されること」と

44 Isaiah Berlin, 'Two Concepts of Liberty', *supra* note 2, p. 169. 邦訳, 304 頁.

45 Ibid., pp. 173-174. 邦訳, 310-311 頁.

46 Ibid., p. 178. 邦訳, 319 頁.

47 Ibid., pp. 179-180. 邦訳, 321-322 頁.

48 Ibid., pp. 181-191. 邦訳, 325-342 頁.

いう意味での「積極的」自由と、(2)「民主的な集団的自己支配」という意味での「積極的」自由について、論じている。以下では、本稿の主題と関連で、後者の意味に関するバーリンの議論について確認する。

バーリンによると、フランス革命は、すべての大革命と同じように、少なくともそのジャコバン的形態においては、まさしく国民としての解放を感じたフランス人の総体において集団的自己支配という「積極的」自由への欲求が爆発したものであった（もっとも、大多数のフランス人にとっては個人的自由の厳しい制限であったけれども）。例えばルソーの言う自由は、ある一定の領域内で干渉を受けないという個人の「消極的」自由ではなく、ある社会の成員としての資格を有する全員が公的権力を分け持つことであった。この公的権力はあらゆる市民の生のいかなる局面にも干渉する権利を与えられている⁴⁹。

19世紀前半の自由主義者たちは、この「積極的」な意味における自由は、自分たちが神聖視しているすべての「消極的」自由を容易に破壊しうるであろうことを指摘していた。デモクラシー的自己支配という「積極的」自由と、一定の領域で干渉を受けないという「消極的」自由の葛藤を、誰よりもよく見抜き、はっきり表現したのは、コンスタンであった。彼は、反乱の成功によって一方から他方へと、一般に主権と呼ばれている無制限の権威が移し替えられることは、自由を増大させるものではなく、単に従属の重荷を移動させるだけのことだということを指摘した。「消極的」な個人的自由を欲する人々にとって、主要な問題は、誰がこの権威を振り回すかということではなく、どれほど大きな権威がある人たちの手中に置かれるかということだ、とコンスタンは見ていた。なぜなら、誰の手に握られようと、無制限な権威はいずれ誰かを破壊せずにはいない、と彼は信じていたからである⁵⁰。

結局、バーリンによると、「消極的」自由の信奉者は権威そのものを抑圧しようと欲し、「積極的」自由の信奉者はその権威をわが手中に置こうと欲する。これが基本的な争点である。それは、一つの概念についての二つの異なった解釈というのではなく、人生の目的に対する二つのまったく相異なる、和解させることのできない態度なのである⁵¹。

4. コンスタンとバーリンの用語法の違い

以上で、古代人の自由と近代人の自由に関するコンスタンの議論と、その議論がバーリンの自由論においてどのように取り扱われているかについて、確認した。以下では、コン

49 Ibid., p. 208. 邦訳, 374 頁.

50 Ibid., pp. 208-209. 邦訳, 374-375 頁.

51 Ibid., p. 212. 邦訳, 380-381 頁.

スタンとバーリンの用語法の違いについて整理しておこう。

まずは「政治的自由」の用語法の違いについて整理する。コンスタンが「政治的自由」と言う場合、それは古代人の自由を意味する⁵²。それに対して、バーリンが「政治的自由」と言う場合、それは積極的自由と消極的自由の両方を意味する⁵³。

ただし、バーリンはある対談において、消極的自由を以下の二つに区別している。一つ目は、「政治的自由としての消極的自由」である⁵⁴。これは、本稿のこれまでの箇所でも検討してきた消極的自由のことである。二つ目は、それがなければ人間が人間であることができなくなり、人間が人格を有することができなくなるような、「選択の自由としての基礎的な消極的自由」である。これは例えば、木に縛りつけられている人が、縄をほどいてもらうことを選択できるという自由のことである。あるいは、拷問されている人が、拷問によって小指をへし折られることを受け入れるか、へし折られることを拒否するかを選択できるという自由のことである⁵⁵。

バーリンは、二つ目の消極的自由（選択の自由としての基礎的な消極的自由）を、それがなければ人間が人間であることができなくなるような価値として、説明している⁵⁶。とすると彼は、この意味での消極的自由の価値を、それ以外の価値で埋め合わせることができない普遍的な価値として考えているように思われる。

以上からすると、コンスタンの用語法では、「政治的自由」とは古代人の自由のことである。バーリンの用語法では、「政治的自由」とは積極的自由および消極的自由のことである。ただし、消極的自由には二つのものがある。すなわち、一つ目は「政治的自由としての消極的自由」であり、二つ目は非政治的な「選択の自由としての基礎的な消極的自由」である。

次に、「個人的自由」の用語法の違いについて整理しよう。コンスタンの言う個人的自由＝近代人の自由は、基本的には、バーリンの言う「政治的自由としての消極的自由」の概念に対応する。しかし、その概念に収まりきらない部分がある。それは、堤林剣の表現を用いるならば、「人間が独立した人格として、そして社会的および道徳的存在として生を営むのに不可欠な権利としての自由⁵⁷」のことである。筆者の理解では、この自由は、バーリンの言う「選択の自由としての基礎的な消極的自由」の概念と対応している。この

52 大石明夫・前掲注(35)「訳者はしがき」163頁。

53 Isaiah Berlin and Beata Polanowska-Sygułska, *Unfinished Dialogue*, *supra* note 42, p. 218.

54 *Ibid.*, pp. 193-194, 217-218.

55 *Ibid.*, pp. 87, 193-194, 217-218.

56 *Ibid.*

57 堤林剣「自由のパラドックス——ルソー・コンスタン・バーリン」『思想』883号(1998年1月号)67頁。大石明夫・前掲注(35)「訳者はしがき」163頁も参照。

意味での消極的自由とは、それがなければ人間が人間であることができなくなり、人間が人格を有することができなくなるような自由のことである⁵⁸。

以上をまとめておこう。コンスタンの言う古代人の自由＝政治的自由は、バーリンの言う「民主的な集団的自己支配」という意味での積極的自由の概念と、対応している。コンスタンの言う近代人の自由＝個人的自由は、基本的には、バーリンの言う「政治的自由としての消極的自由」の概念に対応している。ただし、その概念に収まりきらない部分については、バーリンの言う「選択の自由としての基礎的な消極的自由」の概念と対応している。

以上を念頭に置きつつ、ロールズの正義論における政治的自由の位置づけについて、コンスタンとバーリンの見解を踏まえた上で、確認しておきたい。ロールズは、コンスタンとバーリンのリベラルな伝統に倣って、政治的諸自由（古代人の自由）は、思想の自由や良心の自由（近代人の自由）よりも内在的価値が低いとする⁵⁹。しかしながらロールズは、基本的諸自由の価値は平等ではない——なぜなら、より多くの所得と富を有する人々にとってその価値は大きくなるから——という認識⁶⁰を踏まえつつ、さらに、より大きな富や地位を持つ人々が通常は政治権力を支配するという観点⁶¹から、政治的諸自由は——しかもこうした諸自由のみが——公正な価値を保証されるべきだという但書が、正義の第一原理の中に組み込まれるべきだとする⁶²。

ロールズのこうした考え方——政治的諸自由（古代人の自由）の公正な価値のみを保証するという考え方——は、彼の正義論を、コンスタンとバーリンのリベラリズムの伝統から逸脱させることにならないだろうか。以下、この問題について検討する。

58 Isaiah Berlin and Beata Polanowska-Sygułska, *Unfinished Dialogue*, *supra* note 42, pp. 193-194, 217-218.

59 John Rawls, *Political Liberalism*, paperback edition, *supra* note 2, p. 299, notes 15 and 16 at p. 299.

60 *Ibid.*, p. 326.

61 John Rawls, *Justice as Fairness*, *supra* note 1, p. 148. 邦訳, 295-296 頁.

62 John Rawls, *Political Liberalism*, paperback edition, *supra* note 2, p. 327; John Rawls, *Justice as Fairness*, *supra* note 1, p. 149. 邦訳, 296-297 頁. この但書が正義の第一原理の中に組み込まれるべきなのはなぜか。筆者の理解では、ロールズは、なぜ第一原理にその但書を付すのかについて、十分な説明をしていない。このことに関連して、H. L. A. ハートの以下の指摘を確認しておこう。すなわち、ロールズは、自分自身の潜在的な理想に依拠して議論を行っている。その理想とは、政治的な活動や他者への奉仕に高い価値を認め、単なる物質的財や満足のためにこのような活動の機会を交換することを耐えられないと考えるような、公的精神に満ちた市民の理想である。もちろん、この理想は、リベラリズムの主要な理想のうちに含まれている。しかし、ロールズの議論は、理想ではなく、利益（自己利益を追求する合理的な人物が有する選好）に基礎を置くものとされている。よって、彼は自分の理想に依拠して、自分の議論の正しさを論証することはできないのである。H. L. A. Hart, 'Rawls on Liberty and Its Priority', in H. L. A. Hart, *Essays in Jurisprudence and Philosophy* (Oxford: Clarendon Press, 1983), p. 247. 小林公訳「ロールズにおける自由とその優先性」H. L. A. ハート著、小林公・森村進訳『権利・功利・自由』（木鐸社、1987年）254-255頁、中谷実訳「自由の優先性についてのロールズの考え方」H. L. A. ハート著、矢崎光圀・松浦好治訳者代表『法学・哲学論集』（みすず書房、1990年）278頁。

IV. 政治的諸自由の公正な価値の保証の問題点

1. 政治的諸自由の公正な価値の保証の問題点

以上で確認したように、ロールズは基本的諸自由の中で、政治的諸自由（古代人の自由）をとくに選び出し、その公正な価値のみを保証すべきだと考えている。すなわち彼は、政治的諸自由の公正な価値の保証を、正義の第一原理に導入しようとしているのである。

ロールズのこの考えは、彼の正義論における機会均等原理および格差原理と矛盾する恐れがある。さらに、ロールズのこの考えは、善の諸構想を尊重しようとする彼の正義構想とも、矛盾する可能性を秘めている。以下、政治的諸自由の公正な価値の保証の問題点を、①機会均等原理との矛盾、②格差原理との矛盾、③善の諸構想の尊重との矛盾、という三点に分けて検討していこう。なお、以下ではウォールの論文⁶³に依拠しながら検討を進めたい。

2. 機会均等原理との矛盾

まずは、政治的諸自由の公正な価値の保証と、機会均等原理は矛盾するのではないか、という問題について検討しよう。

機会均等原理は、正義の第二原理の付帯条項⁶⁴の一つである（もう一つの付帯条項は格差原理である）。機会均等原理とは、公正な機会の平等を求める原理のことである。すなわち、政治的であるか非政治的であるかを問わず、あらゆる職務や地位に就任する機会が全員に開かれている、ということを求める原理のことである。とすると、ここで以下の疑問が生じる。すなわち、正義の第二原理の付帯条項として、公正な機会の平等を求める機会均等原理が存在しているのであれば、政治的諸自由の公正な価値の保証——すなわち、政治的権威を有する公務に就任するための公正な機会の保証⁶⁵——を正義の第一原理に組み

63 Steven Wall, 'Rawls and the Status of Political Liberty', *supra* note 24.

64 『正義論〔改訂版〕』の邦訳書は、原著の 'the rider in the second principle' に「第二原理の付帯条項〔=公正な機会均等の原理〕」という訳文をあてている。なお、邦訳書の凡例によれば、〔 〕は「訳者による補い」である。John Rawls, *A Theory of Justice*, revised edition, *supra* note 1, p. 68. 邦訳, 106頁。

65 ウォール (Steven Wall, 'Rawls and the Status of Political Liberty', *supra* note 24, p. 248) によると、ロールズは政治的諸自由の公正な価値の保証を、公正な機会 (fair opportunity) として説明している。John Rawls, *Political Liberalism*, paperback edition, *supra* note 2, p. 327.

込むのは、同じことを二度も繰り返しているということになるのではないか。

もしかすると、ロールズは、政治的諸自由（選挙権および公務就任権）の公正な価値の保証と言うときに、公務就任権については、単に公務に就く機会を保証するだけでなく、実際に公務に就くことの実現までも、意味しているのかもしれない。しかしながら、もしもこの理解が正しいとすれば、市民一人一人が実際に公務に就くことを実現するというのには、正義の要求として強すぎるであろう。とすると、政治的諸自由の公正な価値の保証としては、むしろ、公務に就く機会を保証するだけで十分であると思われる⁶⁶。すなわち、第二原理の付帯条項として機会均等原理があれば十分であり、政治的諸自由の公正な価値の保証を第一原理に組み込む必要はないように思われるのである。

しかしながら、以下の反論がなされるかもしれない——すなわち、既に確認したように、正義原理は社会制度に四段階で適用される。それは、原初状態、憲法制定会議、立法、ルール適用・遵守という四段階のことである。正義の第一原理が憲法制定会議の段階（第二段階）で適用されるのに対して、正義の第二原理は立法段階（第三段階）で適用される⁶⁷。さらに、第一原理は第二原理に先行する⁶⁸。そこでロールズは、政治的諸自由の公正な価値の保証を第一原理に組み込むことによって、憲法制定会議の段階（第二段階）で、政治的諸自由の公正な価値の保証を実現しようとしているのである、と。

とはいえ、なぜ政治的諸自由の公正な価値のみを保証し、それ以外の（非政治的な）諸自由の公正な価値は保証しないのか。言い換えれば、なぜ政治的諸自由の公正な価値の保証のみを正義の第一原理に組み込み、それ以外の（非政治的な）諸自由の公正な価値は正義の第一原理に組み込まないのか。以下、このことについて検討していこう。

ロールズが、政治的諸自由の公正な価値を保証すべきだと考えるのはなぜか。それは、政治的諸自由が全市民にとって平等であったとしても、政治的諸自由の価値は、より大きな富と地位を有する人々にとって、より大きくなるからである⁶⁹。ロールズが、それ以外の（非政治的な）基本的諸自由の公正な価値については保証しなくてもよいと考えるのはなぜか。それは、すべての基本的諸自由の公正な価値を保証するという考えは、非合理的であるか、余計であるか、あるいは社会に分裂を起こさせるものだからである⁷⁰。ロールズは、以上を根拠として、基本的諸自由の中から政治的諸自由を選び出し、その公正な価値のみを保証しようとするのである⁷¹。

66 これはウォールの見解である。Steven Wall, 'Rawls and the Status of Political Liberty', *supra* note 24, p. 256.

67 John Rawls, *A Theory of Justice*, revised edition, *supra* note 1, pp. 172-175. 邦訳, 267-271 頁.

68 *Ibid.*, p. 53. 邦訳, 85 頁.

69 John Rawls, *Justice as Fairness*, *supra* note 1, p. 148. 邦訳, 295-296 頁.

70 *Ibid.*, pp. 150-151. 邦訳, 299-300 頁.

71 John Rawls, *Political Liberalism*, paperback edition, *supra* note 2, p. 327; John Rawls, *Justice as Fairness*,

しかし、以上の根拠に対しては以下の疑問が提示されるであろう。すなわち、非政治的な諸自由の価値も、より大きな富と地位を有する人々にとって、より大きくなるのではないか。政治的諸自由の公正な価値を保証するという考えも、社会に分裂を起こさせる可能性を秘めているのではないか。結局のところ、ロールズは、なぜ政治的諸自由の公正な価値のみを保証し、それ以外の非政治的な諸自由の公正な価値を保証しないのかについて、満足ゆく説明を行っていないように思われる⁷²。

3. 格差原理との矛盾

次に、政治的諸自由の公正な価値の保証は、格差原理と矛盾するのではないか、という問題について検討しよう。

格差原理は、第二原理の付帯条項として示される原理の一つである（もう一つの付帯条項は機会均等原理である）。格差原理とは、社会的・経済的不平等が認められるのは、その不平等が最も不利な状況にある人々の利益の最大化になる場合に限られる、という原理のことである。

さて、既に確認したように、後期のロールズの正義論においては、正義の第一原理に、政治的諸自由の公正な価値の保証が組み込まれている⁷³。政治的諸自由の公正な価値の保証とは、すべての市民の政治的諸自由は十分に平等でなければならない——すなわち、すべての市民は、経済的・社会的な地位にかかわらず、公職に就いたり選挙結果に影響を与えたりするための公正な機会を得ていなければならない——ということの意味する。

ロールズが、政治的諸自由の公正な価値を保証すべきだと考えるのはなぜか。それは、政治的諸自由が全市民にとって平等であったとしても、政治的諸自由の価値は、より大きな富と地位を有する人々にとって、より大きくなるからである⁷⁴。そこでロールズは、政治的諸自由の公正な価値の保証を、正義の第一原理に組み込むことによって、すべての市

supra note 1, p. 149. 邦訳, 296-297 頁。

72 ウォールは、ロールズが満足な説明を行っていないことについて詳細に論じている。Steven Wall, 'Rawls and the Status of Political Liberty', *supra* note 24, pp. 249-261. また、田中成明によると、ロールズの正義論に対しては、「他のリベラルな正義論に比べて政治的諸自由を重要視しすぎるのではないか」という指摘がある。田中成明・前掲注 (8) 『現代法理学』 389 頁。

73 John Rawls, *Political Liberalism*, paperback edition, *supra* note 2, p. 327. 亀本洋は、「第一原理の内容については、ロールズのオリジナリティはほとんどない」と述べた上で、その叙述に以下の注を付している。「ただし、ロールズが、形式的に平等に付与されているはずの政治的権利が、恵まれている人（金持ち）とそうでない人（貧乏人）とで値打ちを異にする点に留意して、政治的権利の実質的平等化——ロールズは「公正な平等」という——を第一原理の内容に含めている点には注意すべきである」。亀本洋『格差原理』（成文堂、2012年）31頁、同頁の注（18）。

74 John Rawls, *Justice as Fairness*, *supra* note 1, p. 148. 邦訳, 295-296 頁。

民にとっての政治的諸自由の価値を十分に平等なものにしようとするのである⁷⁵。

さて、以上から理解されるように、ロールズによれば、より大きな所得と富を有する人々が、より大きな政治的諸自由の価値を享受するのであった。とすると、政治的諸自由の公正な価値をすべての人々に保証するためには、すべての人々が、ある程度の所得と富を有することが必要となるであろう。すなわち、すべての人々が、政治的影響力を行使するだけでなく、政治的権威を有する公職に就くために必要な程度の、所得と富を有することが——言い換えれば、所得と富の分配⁷⁶が——必要となるように思われる。

75 John Rawls, *Political Liberalism*, paperback edition, *supra* note 2, p. 327; John Rawls, *Justice as Fairness*, *supra* note 1, p. 149. 邦訳, 296-297 頁。

76 本稿の注 (33) でも確認したように、ロールズは以下のように述べている。「すべての政治的諸自由の公正な価値を保つために、補正的な措置が講じられなければならない。さまざまな種類の仕組みを用いることができる。たとえば、生産手段の私的所有を認めている社会では、自由な公共的議論を促すために、所有と富の広範な分配・分布が維持されていなければならない。また、政府資金が定期的に供与されていなければならない」。John Rawls, *A Theory of Justice*, revised edition, *supra* note 1, p. 198. 邦訳, 305 頁。

さて、仲正昌樹によると、「第二原理よりも第一原理を優位に置くロールズは……「政治的自由」の価値の公正を保つために、公的資源を投入すべきこと、言い換えれば、第一原理の中に、格差原理的な要素を予め組み込んでおくべきことを示唆している」。仲正昌樹・前掲注 (6) 『いまこそロールズに学べ』126-127 頁 (原文の強調 (太字) は省略した)。仲正はこの叙述への注で以下のように述べている。「亀本洋は、第一原理と第二原理の管轄範囲を論じる文脈で、格差原理が適用される“以前”に、第一原理と公正な機会均等原理によって、ある程度の所得の再分配が行われるのではないかと解釈を示している」。仲正昌樹・前掲書, 286 頁の注 (61)。仲正が参照する文献は以下である。亀本洋・前掲注 (73) 『格差原理』36 頁以下。

亀本は以下のように述べている。「ロールズが言うとおり、格差原理の適用前に、他の二原理の要求が満たされているとすると、格差原理の適用前に、第一原理と公正な機会均等原理の充足のために必要な限度で、すでに所得の再分配がある程度行われているということになる。……そうだとすれば、格差原理が規制する「所得」は、他の二原理充足のために必要な額をすでに控除 (ここではマイナスの控除すなわち補助金給付も含めて考える) した、いわば「第一段階の課税後の所得」というべきものである。これに対して、いわば「第二段階の課税」は、格差原理の要求に応える際のもの、ということになる。ただし、ロールズは、このような説明を明示的に行っていないわけではない」。同書, 39 頁の注 (48)。亀本は政治的諸自由の公正な価値の保証については以下のように述べている。「平等に保障される自由権のなかには、参政権、政治的言論・結社の自由等の政治的諸権利も含まれる。ロールズは、政治的権利が全員に形式的に平等に保障されるだけでは十分だとは考えない。彼は、平等な自由原理に含まれる権利のうち、政治的権利についてはその「公正な (fair) 平等」を要求している。それは、政治的権利の値打ちが経済力によって大きく異なることを要求する。ロールズは、そのための手段の例として累進的な相続税を挙げている」。亀本洋・前掲注 (30) 「世代間の衡平」64 頁。

ロールズ自身は、政治的諸自由の公正な価値の保証 (そのための所得と富の分配) と、格差原理の関係について、以下のように述べている。「分配的正義の原理としての格差原理に対しては、許される分配の全体的性質に対する制限をそれが含んでいないという点をとらえて、異論が提出されることがある。この異論によれば、格差原理は最も不利な状況にある人々にしか関心を払わないとされる。しかし、この異論は不正確である。というのは、正義の二原理を構成する諸部分は、連動して働き、一体となって適用されるという事実を、それが看過しているからである。格差原理に優先する諸原理からの諸要求は、分配上重要な効果もっている。例えば、機会の公正な平等が教育に適用される場合の効果や、政治的諸自由の公正な平等がもつ分配上の効果について考えてみられたい。格差原理をそれに優先する諸原理から切り離して単独で考えている限り、格差原理を真剣に取り上げていることには決してならない」。John Rawls, *Justice as Fairness*, *supra* note 1, note 10 at p. 46. 邦訳, 412-413 頁の注 (10) (強調は引用者)。

これはかなり強い要求である。というのも、以上の理解からすると、政治的諸自由の公正な価値の保証は、格差原理の射程を制限するからである。すなわち、もしも政治的諸自由の公正な価値の保証が、正義の第一原理に組み込まれたら、さもなくば——もしも公正な価値の保証が第一原理に組み込まれなかつたならば——格差原理によって正当化されたであろう社会的・経済的な不平等（最も不利な状況にある人々の利益を最大化するような不平等）が、不正（unjust）であるということになるからである⁷⁷。

以上で確認したように、政治的諸自由の公正な価値の保証は、格差原理と矛盾する。すなわち、政治的諸自由の公正な価値の保証は、ロールズの正義論の核心をなす格差原理⁷⁸を、不正な原理とみなしてしまう。よって、ロールズによる政治的自由の公正な価値の重視は、彼の正義論そのものの基盤を掘り崩す恐れを秘めているのである。

4. 善の諸構想の尊重との矛盾

最後に、政治的諸自由の公正な価値の保証は、善の諸構想を尊重しようとするロールズの正義論⁷⁹と矛盾するのではないか、という問題について検討しよう。

既に確認したように、ロールズは基本的諸自由の中から特に重要なものをリスト化している。すなわち、政治的自由（投票権や公職就任権）、言論および集会の自由、良心の自由と思想の自由、人身の自由、個人的財産〔＝動産〕を保有する権利、法の支配の概念が規定している恣意的な逮捕・押収からの自由である⁸⁰。

ロールズの正義の第一原理によれば、特定の基本的諸自由は、基本的諸自由以外の諸財（善）——合理的な人間であれば誰でもが欲すると推定される自由、権利、機会、富、所得、自尊といった基本財（善）——のために、制限・削減されてはならない。しかし、特定の基本的諸自由が、それ以外の基本的諸自由のために制限・削減されることは認められる⁸¹。

さて、ロールズは、基本的諸自由の中で、政治的諸自由はそれ以外の基本的諸自由よりも内在的価値は低い⁸²としつつも、基本的諸自由の価値はより大きな富と所得を有す

77 Steven Wall, 'Rawls and the Status of Political Liberty', *supra* note 24, pp. 246, 249.

78 亀本洋・前掲注(73)『格差原理』8-9, 34頁。亀本は同書33頁で、ロールズの『正義論』初版の「格差原理こそが、さまざまな定式をとるにせよ、全体を通じ基本的なものである」という表現を引用している。John Rawls, *A Theory of Justice* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1971), p. 83.

79 ロールズは、原初状態を特徴づける条件の一つとして以下をあげている。すなわち、人々の善の構想 (conceptions of their good) は、原初状態において採用される諸原理に影響を及ぼすものではない、という条件である。John Rawls, *A Theory of Justice*, revised edition, *supra* note 1, pp. 16-17. 邦訳, 26-27頁。

80 *Ibid.*, p. 53. 邦訳, 84-85頁。

81 *Ibid.*, pp. 53-54. 邦訳, 85-86頁。

82 John Rawls, *Political Liberalism*, paperback edition, *supra* note 2, p. 299.

る人々にとって大きくなる⁸³、という理由に基づいて、基本的諸自由の中からとくに政治的自由を選び出して、その公正な価値のみを保証することが必要だとする⁸⁴。ここにおいて、政治的諸自由の公正な価値の保証が、正義の第一原理に組み込まれることになる⁸⁵。

その結果として、筆者の理解では、正義の第一原理が憲法制定会議の最重要な基準となる際に、政治的諸自由とそれ以外の基本的諸自由の間の取り扱いが、異なることになると思われる。すなわち、政治的諸自由とそれ以外の（非政治的な）基本的諸自由が衝突する場合、当初の第一原理に従えば、状況次第でいずれかの自由が制限・削減されるということになるであろうが、修正後の第一原理（政治的諸自由の公正な価値の保証を組み込んだ第一原理）に従えば、基本的には、非政治的な基本的諸自由の方が制限・削減されることになると思われる。

以上から理解されるように、ロールズの正義論は、政治的諸自由の公正な価値の保証を第一原理に組み込むことによって、善の諸構想の中で、政治活動に参加する生のみを、ことさら優れた善き生として取り扱うことになっているように思われる。言い換えれば、ロールズの正義論は、善の諸構想への尊重を喪失しているように思われるのである。

もちろんロールズ自身は、政治的生を中心に据える善の構想は、善の諸構想の一つに過ぎないとする。現代社会の大きさを考えれば、政治的諸自由の行使は、ほとんどの市民の善の構想にとって、その他の基本的諸自由の行使よりも、小さな位置しか占めていないのである⁸⁶。では、彼はなぜ、政治的諸自由（投票権のみならず、政治的権威を有する職務に就く権利を含意する政治的諸自由）について、その公正な価値を保証しようとするのか。それは、既に数回にわたって確認したように、政治的諸自由の価値はより大きな富と地位を有する人々にとってより大きくなるからである⁸⁷。

さて、ロールズが政治的諸自由の公正な価値を保証しようとするには、もう一つの理由があると思われる。それは、ユルゲン・ハーバーマスからの批判を意識しすぎたというものである⁸⁸。ここで、ハーバーマスのロールズ批判の要点について、ごく簡単に確認しておこう。

初期のロールズは、政治的諸自由の公正な価値を保証するための議論を、十分には行っ

83 John Rawls, *Justice as Fairness*, *supra* note 1, p. 148. 邦訳, 295-296 頁。

84 John Rawls, *Political Liberalism*, paperback edition, *supra* note 2, p. 327; John Rawls, *Justice as Fairness*, *supra* note 1, p. 149. 邦訳, 296-297 頁。

85 John Rawls, *Political Liberalism*, paperback edition, *supra* note 2, p. 327.

86 *Ibid.*, p. 330.

87 John Rawls, *Justice as Fairness*, *supra* note 1, p. 148. 邦訳, 295-296 頁。

88 ウォールによると、ロールズの後期の著作において印象的な特徴の一つは、ロールズが政治的自由を重視している点にある。この特徴が最も顕著に現れているのは、ロールズのハーバーマスへの返答においてである。Steven Wall, 'Rawls and the Status of Political Liberty', *supra* note 24, p. 245.

ていなかった⁸⁹。そこでハーバーマスは、ロールズ流の正義論は「民主過程を劣った地位に貶めている」として、ロールズを非難する⁹⁰。ウォールによると、この非難は正しい。しかしながら、その非難はロールズの正義構想 (conception of justice) にとって致命的ではない。ロールズの擁護者たちは、政治的諸自由を重視するための議論をロールズが提示できていないことについて、それを以下のように擁護できる。すなわち、ロールズの正義構想が、コンスタンからバーリンへと続く政治思想のリベラルな伝統に忠誠を誓っているということは、ロールズの正義構想の弱みではなく、むしろ強みである。コンスタンからバーリンへと続くリベラルな伝統とは、民主政とリベラリズムの区別を不鮮明にしない伝統のことである。さらに、その伝統とは、人々が善の諸構想を追求するのを可能にするような諸自由よりも、政治的諸自由の方が劣位しているのは正当なことなのだ、ということをも認める伝統のことである⁹¹。

以上からすると、ロールズにとっては、政治的諸自由の公正な価値の保証を、正義の第一原理に組み込まない方が望ましいと思われる。なぜなら、そのことによって、彼の正義構想は、コンスタンからバーリンへと続くリベラルな政治思想の伝統——善の諸構想を尊重する伝統——に連なることができるからである。

V. おわりに

結局のところ、ロールズは、ハーバーマスの挑発に乗る必要はない。すなわち、ロール

89 John Rawls, *Political Liberalism*, paperback edition, *supra* note 2, note 35 at p. 327.

90 Jürgen Habermas, 'Reconciliation through the Public Use of Reason: Remarks on John Rawls's Political Liberalism', in *The Journal of Philosophy*, vol. 92, no. 3 (1995), p. 128. ロールズはハーバーマスからのこの批判（ロールズは、政治的諸自由の公正な価値を保証するための議論ができていないために、民主過程を劣った地位に貶めている）を受けて、以下のように応答している。たしかに自分は、リベラルな伝統の構成要素の一つは、コンスタンの言う「近代人の自由」を「古代人の自由」（政治的諸自由）よりも優先させる、と述べていた。さらに、その伝統においては、政治的諸自由の役割はそれ以外の諸自由を保持するための道具に過ぎないだろう、とも述べていた。しかし、自分は、政治的諸自由がそれ以外の基本的諸自由の単なる道具であるとか、政治的諸自由はほとんどの人々の生において存在する余地がない、とは言っていない。むしろ自分は、以下のことを主張したいのである。すなわち、政治的諸自由は、少なくとも以下の二つの場合に本来的な政治的価値を有している。第一は、政治的諸自由が、何らかの仕方でも政治的な生に従事している多くの市民の生において、重要なし（それ以外の諸自由よりも）優越的でさえある役割を果たしている場合である。第二は、政治的諸自由が、それが他の諸自由よりも高く評価されることによって、市民の自尊の社会的基礎の一つとなり、基本財（善）の一つとなるような場合である。John Rawls, 'Reply to Habermas', *supra* note 26, note 39 at p. 404. これは、初出の雑誌の頁数ではなく、再録された『政治的リベラリズム』のペーパーバック版の頁数である。なお、この注 (note 39) が重要であることはウォールが指摘している。Steven Wall, 'Rawls and the Status of Political Liberty', *supra* note 24, note 5 at p. 265.

91 *Ibid.*, pp. 264-265.

ズは政治的諸自由の公正な価値の保証を、正義の第一原理に組み込む必要はないのである。

なお、ここで注意すべきなのは、もしもロールズが、政治的諸自由の公正な価値の保証を第一原理に組み込まないとしても、彼は、政治的諸自由そのものを軽視しているわけではない、ということである。というのも、ロールズは第一原理において、政治的諸自由を、基本的諸自由のリストに加えているからである。

それから、ハーバーマスの批判を受け止めて、政治的諸自由の公正な価値の保証を第一原理に組み込むというロールズの試みを発展させることも、もちろん可能であろう。ただし、この試みを発展させることは、既に確認したように、コンスタンからバーリンへと続くリベラルな伝統からの逸脱を意味する。さらに、この試みを発展させるためには、なぜ基本的諸自由の中からことさら政治的諸自由を取り出して、その公正な価値のみを保証するのか、それ以外の（非政治的な）諸自由については、なぜその公正な価値を保証しないのか、という疑問に対して、説得力のある説明をなす必要があるだろう。ロールズ自身は、政治的諸自由が平等であったとしても、政治的自由の価値については、より多くの所得と富を有する人々がより多くの政治的諸自由の価値を享受することになるという理由で、政治的諸自由の公正な価値の保証をなすべきだとする⁹²。しかし、彼のこの説明が十分な説得力を持っているかについては、論者によって評価が分かれている⁹³。

とすると、ロールズにとっては、政治的諸自由の公正な価値の保証を第一原理に組み込むのではなく、政治的諸自由を基本的諸自由の一つとして第一原理でリスト化するにとどめるという正義構想を擁護する方が、理論的な難問（なぜ政治的諸自由の公正な価値のみを保証するのか）に直面せずに済むことになる。さらに、その方が、ロールズの正義構想は、コンスタンからバーリンへと続く政治思想のリベラルな伝統に連なることができるのである。

92 John Rawls, *Justice as Fairness*, *supra* note 1, pp. 148–149. 邦訳, 295–296 頁.

93 肯定的なのはジョシュア・コーエンおよびエイミー・ガットマン、否定的なのはウォールである。Joshua Cohen, 'For a Democratic Society', and Amy Gutmann, 'Rawls on the Relationship between Liberalism and Democracy', in Samuel Freeman (ed.), *The Cambridge Companion to Rawls* (New York: Cambridge University Press, 2003); Steven Wall, 'Rawls and the Status of Political Liberty', *supra* note 24.